

川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「川崎港浮島2期地区公有水面埋立免許」の免許事項に基づき、浮島指定処分地(以下、「処分地」という。)へ搬入する建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入事務手続及び受入基準等に関する必要事項を定めるものである。

(受入対象)

第2条 処分地における受入対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 建設発生土

川崎市全域における公共事業系から発生する建設発生土を陸上運搬するもの及びしゅんせつ土砂を建設発生土として陸上運搬するもの。

(2) しゅんせつ土砂

川崎市域内における公共事業系から発生し海上運搬するもの及び川崎市域内における計画水深までの水深維持を目的とした民間企業の事業から発生し海上運搬するもの(しゅんせつ工事を実施後、自然災害等による水流等により埋め戻りが発生した埋戻しゅんせつ土砂も含む。)

(受入基準)

第3条 建設発生土及びしゅんせつ土砂は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 建設発生土

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。

イ 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び碎石等の不純物を含まないもの。

ウ 添加剤を入れた土砂については、事前に安全性が協議により確認されたもの。

エ 汚泥でないもの(有害物質に汚染されていないもの、含水率が高くないもの、粒子が微細な泥でないもの)。

オ 悪臭を放たないもの。

カ シルト(粒径0.005~0.075mm)、砂質土(粒径0.075~2.0mm)、礫(粒径2.0~75mm)を受入れるものとする。

キ 別表1の基準を満たすこと。

(2) しゅんせつ土砂

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物でないもの。

イ 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻及び碎石等の不純物を

- 含まないもの。
- ウ 悪臭を放たないもの。
- エ 別表1の基準を満たすこと。

(検定試験の頻度及び実施項目)

第4条 建設発生土及びしゅんせつ土砂の検定試験頻度及び実施項目は別表2による。

(試料の採取方法)

第5条 検定に係る資料の採取方法は、次の各号に掲げる方法を標準とする。

(1) 建設発生土

別表1のNo1～No37に係る試料採取については、地表面より約50cm前後の位置から採取すること。ただし、特に掘削断面が大きい場合は、協議にて決定するものとする。

ダイオキシン類の試料採取については、地表面より5～10cmの間で試料採取すること。また、農用地など人為的な攪拌のある土壌については、地表面より30cmまでの部分を採取すること。

(2) しゅんせつ土砂

別表1のNo1～No37に係る試料採取については、別表2による。ダイオキシン類の試料採取については、底質表面から10cm程度の底質を、エクマンバージ型採泥器又はこれに準ずる採泥器によって3回以上採取し、それらを混合して試料とする。なお、浮泥が堆積している場合には、柱状採泥器等を用いて、浮泥層も含めた試料を採取し検定試験を実施すること。

(検定試験結果の有効期限)

第6条 検定試験結果は、申込日より3か月以内に試料採取したものを有効とする。ただし、発注者の責任において当該施工箇所が管理されており、人為的・自然的な理由等による検定試験結果に変化がないと認める場合には、協議の上、申込日より1年以内に試料採取したものを有効とすることができる。

(建設発生土申込手続)

第7条 建設発生土の搬入を希望する者は、浮島指定処分地建設発生土発券依頼書(第1号様式)(以下、「発券依頼書」という。)及び建設発生土搬入車両登録書(第8号様式)(以下、「車両登録書」という。)に必要事項を記入し必要書類を添付の上、電子メールにより公共事業系を発注した機関の担当部署へ提出すること。

2 公共事業系を発注した機関の担当部署は、前項により提出された書類の内容を確認の上、電子(組織)メールにより港湾局長へ提出すること。

3 港湾局長は、前項の依頼内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、建設発

生土搬入整理券及び通行証の発行をもって受入承認するものとする。

(しゅんせつ土砂申込手続)

第8条 しゅんせつ土砂の搬入を希望する者は、市港湾局と事前協議の上、浮島指定処分地しゅんせつ土砂(変更)受入申込書(第2号様式)(以下、「申込書」という。)に必要事項を記入し必要書類を添付の上、公共工事を発注した機関の担当部署から電子(組織)メールにより港湾局長へ提出すること。ただし、工事を発注した機関が民間企業の場合は、工事受注した機関の担当部署から電子メールにより港湾局長へ提出することができる。なお、受付は港湾局港湾振興部庶務課技術監理担当が行うものとする。

2 港湾局長は、前項の申込内容が本要綱の全規定を満たすことを確認できた場合、浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書(第3号様式)を発行し承認するものとする。

(受入拒否・条件付き受入承認)

第9条 港湾局長は、建設発生土及びしゅんせつ土砂の受入が処分地の運用に支障をきたす場合には、協議の上、受入を拒否又は受入承認に条件を付することができる。

(依頼及び申込事項の変更)

第10条 第7条第3項又は第8条第2項の受入承認を受けた者は、当該承認事項を変更する場合、速やかに浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書(第4号様式)又は申込書にて依頼又は申込を行い、再度承認を受けなければならない。

(完了の届出)

第11条 建設発生土及びしゅんせつ土砂は、次の各号の処理を持って完了とする。

(1) 建設発生土

ア 第7条第3項の受入承認を受けた者は、搬入を完了後、速やかに浮島指定処分地建設発生土搬入完了届(第5号様式)(以下、「完了届」という。)を電子(組織)メールにより提出しなければならない。

イ 港湾局長は、完了届を受けた際、浮島指定処分地建設発生土搬入実績書(第7号様式)にて搬入実績に関して公共工事を発注した機関の担当部署へ通知する。

(2) しゅんせつ土砂

ア 第8条第2項の受入承認を受けた者は、搬入を完了後、速やかに浮島指定処分地しゅんせつ土砂投入完了報告書(第6号様式)(以下、「報告書」という。)を電子メールにより提出しなければならない。

イ 報告書に記載する投入土量については、しゅんせつ工事における事前測量と事後測量の差により土量を算出することとする。ただし、ICT施工による場合は、事前測量と出来形の差により土量を算出することとする。

ウ 港湾局長は、報告書を受けた際、受領確認された報告書を発注した機関の担当部署へ送付する。

(処分地の運用)

第12条 処分地の運用は、別表3による。

(使用禁止車両)

第13条 違法改造車両（差枠取付車等）、高枠車両及び過積載車両など道路交通法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規に規定される禁止車両は、処分場への入場を理由の如何にかかわらず一切認めない。

2 建設発生土を搬入する車両については、車両登録書にて事前に登録した車両に限り許可するものとし、登録を行っていない車両については一切認めない。

(建設発生土搬入)

第14条 処分地への搬入に係る手順は、次の各号に掲げる順序のとおりとする。

- (1) 搬入車両には、第7条第3項に規定する受入承認の際に受領した通行証を処分地の係員から見える位置に掲示すること。
- (2) 搬入者は、建設発生土搬入整理券裏に車両ナンバー4桁を記入の上、処分地の受付窓口へ提出し、係員の確認を受けること。
- (3) 処分地の係員から不相当と判断され、持ち帰りの指示を受けたときは、直ちに退場すること。
- (4) 処分地の係員から受入の確認を受けた後、指示された場所に搬入すること。
- (5) 搬入中又は搬入後、建設発生土の中に第3条に適合しないものが発見された場合は、搬入者の責任において撤去すること。
- (6) 他現場からの搬出土を混合した土を搬入しないこと。

(しゅんせつ土砂搬入)

第15条 しゅんせつ土砂を搬入する者は、「埋立管理作業に係る航行安全対策マニュアル」を遵守し、処分地に搬入する前に処分地の管理者との調整等を行わなければならない。

(処分地内の注意事項)

第16条 処分地内での注意事項については、整理券送付時に添付された「建設発生土受入れについてのお願い」を厳守すること。

(受入料金)

第17条 発券依頼書又は報告書にて納入通知書送付先に指定された者は、別表4に定め

る受入料金を納入しなければならない。

- 2 前項に定める受入料金については、必ず納入通知書により指定する期間内に納入しなければならない。なお、第7条又は第8条に規定する担当部署の関係者は、受入料金の納入状況を適切に把握するとともに、未納等により、市に損害を与えないよう納入者に対し指導をしなければならない。

(履行遅延による延滞)

第18条 納入者が、受入料金を納入期日までに納入しないときは、当該受入料金にその翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納入期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（1,000円未満を除く。）に相当する金額を延納利息として納入しなければならない。

- 2 前項に規定する延滞金の割合について、前項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(承認取消)

第19条 港湾局長は、第7条又は第8条の受入承認を受けた者が、本要綱に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

(損害賠償)

第20条 建設発生土又はしゅんせつ土砂の第7条及び第8条の受入承認を受けた者は、搬入に関し市に損害を生じさせた場合には、原状回復等必要な措置をとるとともに、原因者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(日本国の法令遵守)

- 第21条 建設発生土に係る事務手続き及び工事・作業について、第7条第1項及び第2項に規定する担当部署の関係者の責任において、日本国の法令を遵守しなければならない。
- 2 しゅんせつ土砂に係る事務手続き及び工事について、第8条第1項に規定する担当部署の関係者の責任において、日本国の法令を遵守しなければならない。

(料金改定)

第22条 受入料金については、諸事情をふまえ、5年程度を目途に改定するものとする。

(特別承認)

第23条 本要綱に合致しない場合は、「川崎市事務決裁規程」に規定する「局長専決が可能な通例的なもの」に該当しないため、「川崎港浮島2期地区公有水面埋立免許」の免許事項の範囲内を条件に、別途に川崎市長の決裁を経たうえで特別承認するものとする。

(その他)

第24条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成元年4月25日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第8条の規定は、この改正要綱施行の日以降に承認する残土処分に係る処分料金について適用するものとし、同日より前に承認した残土処分に係

る処分料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第8条の規定は、この改正要綱施行の日以降に承認する残土処分に係る処分料金について適用するものとし、同日より前に承認した残土処分に係る処分料については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第8条の規定は、この改正要綱施行の日以降に承認する建設発生土受入に係る受入料金について適用するものとし、同日より前に承認した建設発生土受入に係る受入料金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成12年1月1日から施行する。

(履行遅滞に係る違約金の特例)

2 第9条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(経過措置)

3 改正後の要綱附則の規定は、延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前に期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正要綱は、施行の日以降に承認する建設発生土について適用するものとし、同日より前に承認した建設発生土については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の要綱第8条の規定は、この改正要綱施行の日以降に承認する建設発生土、しゅんせつ土砂に係る処分料金について適用するものとし、同日より前に承認した建設発生土、しゅんせつ土砂処分に係る処分料については、なお従前の例による。
- 3 この改正要綱は、施行の日以降に承認する建設発生土、しゅんせつ土砂について適用するものとし同日より前に承認した建設発生土については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(履行遅滞に係る違約金の特例)

- 2 第10条に規定する延滞金の割合について、同条の規定にかかわらず当分の間、

各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。（経過措置）

- 3 改正後の要綱附則の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前に期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成27年7月10日から施行する。

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和3年3月1日から施行する。
(川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要領、浮島指定処分地建設発生土に係る検定試験実施要領及び川崎市浮島指定処分地建設発生土受入申込書類記入要領の廃止)
- 2 この改正要綱の施行により、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要領、浮島指定処分地建設発生土に係る検定試験実施要領、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入申込書類記入要領は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正要綱の施行により、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱（25川港庶第915号）附則2は廃止する。

土砂検定試験項目及び基準値

	試験項目	基準値		検定方法		
1	水銀及びその化合物	検液10ℓにつき	水銀	0.0005mg以下	H3. 8. 23環境庁告示第46号「土壌汚染に係る環境基準について」によること。	
2	カドミウム及びその化合物	検液10ℓにつき	カドミウム	0.003mg以下		
3	鉛及びその化合物	検液10ℓにつき	鉛	0.01mg以下		
4	六価クロム化合物	検液10ℓにつき	六価クロム	0.05mg以下		
5	砒素及びその化合物	検液10ℓにつき	砒素	0.01mg以下		
6	シアン化合物	検液中に検出されないこと				
7	アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと				
8	有機燐化合物	検液中に検出されないこと				
9	PCB	検液中に検出されないこと				
10	ジクロロメタン	検液10ℓにつき	ジクロロメタン	0.02mg以下		
11	四塩化炭素	検液10ℓにつき	四塩化炭素	0.002mg以下		
12	1,2-ジクロロエタン	検液10ℓにつき	1,2-ジクロロエタン	0.004mg以下		
13	1,1-ジクロロエチレン	検液10ℓにつき	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg以下		
14	1,2-ジクロロエチレン	検液10ℓにつき	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg以下		
15	1,1,1-トリクロロエタン	検液10ℓにつき	1,1,1-トリクロロエタン	1mg以下		
16	1,1,2-トリクロロエタン	検液10ℓにつき	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg以下		
17	トリクロロエチレン	検液10ℓにつき	トリクロロエチレン	0.01mg以下		
18	テトラクロロエチレン	検液10ℓにつき	テトラクロロエチレン	0.01mg以下		
19	1,3-ジクロロプロペン	検液10ℓにつき	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg以下		
20	チウラム	検液10ℓにつき	チウラム	0.006mg以下		
21	シマジン	検液10ℓにつき	シマジン	0.003mg以下		
22	チオベンカルブ	検液10ℓにつき	チオベンカルブ	0.02mg以下		
23	ベンゼン	検液10ℓにつき	ベンゼン	0.01mg以下		
24	セレン又はその化合物	検液10ℓにつき	セレン	0.01mg以下		
25	ふっ素及びその化合物	検液10ℓにつき	ふっ素	0.8mg以下		
26	ほう素及びその化合物	検液10ℓにつき	ほう素	1mg以下		
27	クロロエチレン	検液10ℓにつき	クロロエチレン	0.002mg以下		
28	1,4-ジオキサソ	検液10ℓにつき	1,4-ジオキサソ	0.05mg以下		
29	銅又はその化合物	検液10ℓにつき	銅	3mg以下		S48. 2. 17環境庁告示第14号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。
30	亜鉛又はその化合物	検液10ℓにつき	亜鉛	2mg以下		
31	バリウム又はその化合物	検液10ℓにつき	バリウム	2.5mg以下		
32	クロム又はその化合物	検液10ℓにつき	クロム	2mg以下		
33	ニッケル又はその化合物	検液10ℓにつき	ニッケル	1.2mg以下		
34	バナジウム又はその化合物	検液10ℓにつき	バナジウム	1.5mg以下		
35	有機塩素化合物	試料1kgにつき	有機塩素化合物	40mg以下		
36	水銀、PCB含有濃度	試料1kgにつき	水銀	25ppm未満	H24. 8. 8環水大発第120725002号「底質調査方法について」によること。	
		試料1kgにつき	PCB	10ppm未満		
37	油分	検液10ℓにつき	油分	15mg以下 (投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであること)	S51. 2. 27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。また、H19. 8. 14環廃産発第0708140001号・環地保発第070814001号「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」による代替手法によること。	
38	ダイオキシン類	検液10ℓにつき	ダイオキシン類	10pg-TEQ以下	H15. 6. 13環境省告示第68号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所に排出しようとする廃棄物に含まれる金属の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。	
39	ダイオキシン類含有濃度	試料1gにつき	ダイオキシン類	150pg-TEQ以下	R4. 3環境省水・大気環境局土壌環境課「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」に定める方法によること。	

建設発生土及びしゅんせつ土砂の検定試験頻度及び実施項目

1 建設発生土(別表1関係)

(1)No1～No37に係る検体数

搬出地域 契約土量	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m ³ <土量<1000m ³	0	1
1000≦土量<4000m ³	1	1
4000≦土量<6000m ³	2	2
6000≦土量<8000m ³	3	3
8000≦土量<10000m ³	4	4
10000≦土量<12000m ³	5	5

※以降、2000m³増加するごとに1検体増

(2)ダイオキシン類(No38～No39)に係る検体数

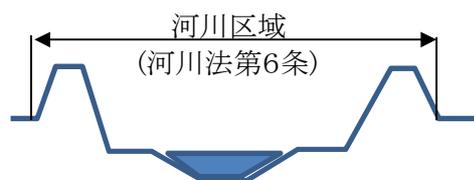
搬出地域 発生面積	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ^(注1) ・河川区域 ^(注2)
0m ² <面積<2500m ²	0	1
2500≦面積<5000m ²	1	1
5000≦面積<7500m ²	2	2
7500≦面積<10000m ²	3	3
10000≦面積<12500m ²	4	4
12500≦面積<15000m ²	5	5

※以降、2500m²増加するごとに1検体増

(注1)公害防止条例による調査必要地

公害防止条例による調査必要地とは、主に有害物質を扱っていた事業所等があった土地等が対象となっております。詳細のお尋ねについては環境局にお問い合わせください。

(注2)河川区域



河川法の適用河川は、検査を実施すること。

ただし、調整池等で河川法適用河川の水が流入する可能性がある場合は、河川区域として検査を実施すること。

- 2 維持しゅんせつ及び構造物工事から発生するしゅんせつ土砂(別表1関係)
面積による検体箇所数に深度による検体数を考慮し、総検体数を算出する。
検定は、総検体数に対して、下表に規定する実施項目を実施すること。

(1) 面積による検体箇所数

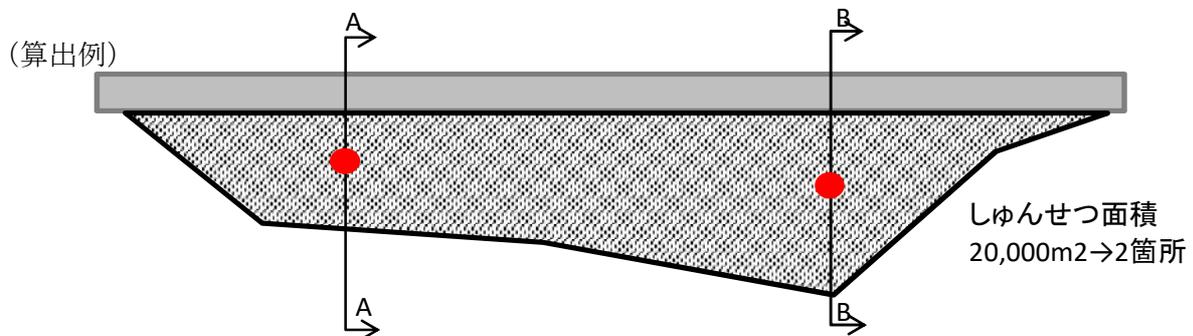
発生面積	検体箇所数
0m ² <面積<20000m ²	1
20000≦面積<30000m ²	2
30000≦面積<40000m ²	3

※以降、10000m²増加するごとに1検体増

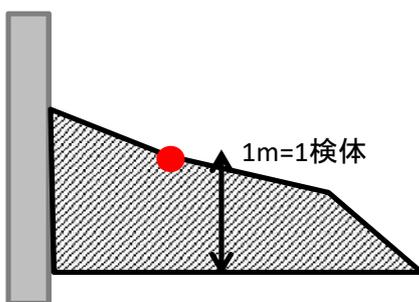
(2) 深度による検体数

発生深度	検体数	採取場所	実施項目
0m<深度≦1m	1	表層	別表1 全項目
1<深度≦2m	2	表層、表層から1m地点	別表1 No.1~37
2<深度≦3m	3	表層、表層から1m地点、表層から2m地点	別表1 No.1~37

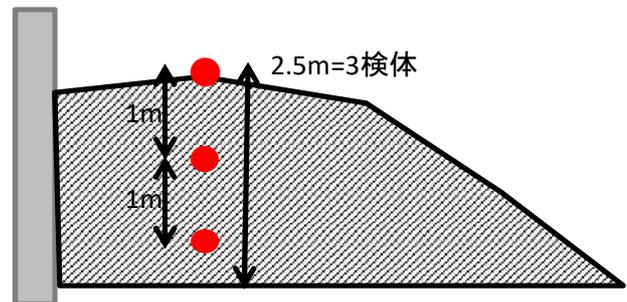
※以降、1m増加するごとに1検体増(実施項目は別表1No.1~37)



A-A断面



B-B断面



総検体数
2箇所、4検体

3 埋戻しゅんせつ土砂(別表1関係)

検定は、検体数に対して、別表1に規定する項目を全て実施すること。

埋戻土量	検体数
0m ³ <土量<20000m ³	1
20000≦土量<30000m ³	2
30000≦土量<40000m ³	3

※以降、10000m³増加するごとに1検体増

川崎市浮島指定処分地の運用

名称	浮島指定処分地	
住所	川崎市川崎区浮島町523-1番地先	
受入時間	午前8時30分～午後4時30分(ただし、正午から午後1時は除く)	
休業日	建設発生土	4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日)
	しゅんせつ 土砂	4月～12月:土曜、日曜、祝日、振替休日 1月～3月:土曜(第2、第4、第5)、日曜、祝日、振替休日 夏季(8月13日～8月16日) 年末年始(12月29日～1月3日) 年度末(3月24日～3月31日)
問合せ先	TEL 044-276-2089 雨天時等受入可否について、当日の午前8時より音声テープでお知らせしますので、ご確認下さい。	

受入料金

1 建設発生土

車両区分	2t車 (1.1m ³ 地山換算)	3t車 (1.6m ³ 地山換算)	4t車 (2.2m ³ 地山換算)
ダンプトラック1台当たりの料金	6,334円 (本体価格5,759円)	9,214円 (本体価格8,377円)	12,670円 (本体価格11,519円)

車両区分	8t車 (4.4m ³ 地山換算)	10t車 (5.5m ³ 地山換算)
ダンプトラック1台当たりの料金	25,341円 (本体価格23,038円)	31,677円 (本体価格28,798円)

※上記の金額は1台の場合の本体価格と消費税相当分(10%)の合計です。
 ※複数台の場合は本体価格の合計+消費税相当分の請求となります。

2 しゅんせつ土砂

区分	料金
第2条に規定する公共事業系から発生するしゅんせつ土砂	3,648円/m ³ (本体価格3,317円/m ³)
第2条に規定する民間企業が実施する維持しゅんせつ土砂	5,056円/m ³ (本体価格4,597円/m ³)

※ただし、港湾管理者が行う補助事業及び、国土交通省が行う港湾施設の整備に伴い発生するしゅんせつ土砂は無料とする。

※上記の金額は1m³の場合の本体価格と消費税相当分(10%)の合計です。

※本体価格に搬入数量を乗じた額+消費税相当分の請求となります。

浮島指定処分地建設発生土発券依頼書

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。

工事名(契約名)			
工期末	西暦	年	月 日
担当部署名			監督員名
検定の要否判定	搬出地域 (レ点を記入)	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 公害防止条例による調査必要地 <input type="checkbox"/> 河川区域	
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No1～No37 に係る検定	契約土量	m3 検体[参考1参照]
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 ダイオキシソ類 に係る検定	発生面積	m2 検体[参考2参照]
必要とする建設発生土搬入整理券	券種		枚数
	2t車	1.1m3/台換算	枚
	3t車	1.6m3/台換算	枚
	4t車	2.2m3/台換算	枚
	8t車	4.4m3/台換算	枚
	10t車	5.5m3/台換算	枚
現場代理人氏名及び連絡先	氏名	TEL:	
添付資料	(1)「契約書」の写し (2)検定有りの場合:「土砂検定試験結果表(計量証明部分のみ)」の写し及び試料採取位置図 (3)第8号様式(建設発生土搬入車両登録書)		
納入通知書送付先	原則として、契約書に記載されている住所に送付		

※納入通知書の送付先について、納入手続に支障がある場合には監督員よりご相談ください。

【参考1】No1～No37 に係る検体数

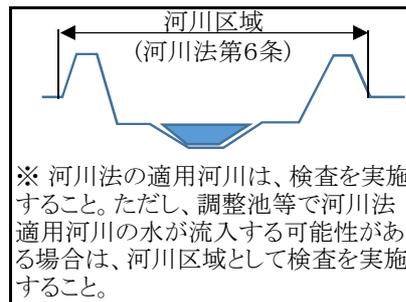
搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
契約土量		
0m3 ≤ 土量 < 1000m3	0	1
1000 ≤ 土量 < 4000m3	1	1
4000 ≤ 土量 < 6000m3	2	2

公害防止条例による調査必要地
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地

※以降、2000m3増加するごとに1検体増

【参考2】ダイオキシソ類 (No38～No39) に係る検体数

搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
発生面積		
0m2 ≤ 面積 < 2500m2	0	1
2500 ≤ 面積 < 5000m2	1	1
5000 ≤ 面積 < 7500m2	2	2



※以降、2500m2増加するごとに1検体増

※整理券の適切な管理をお願いいたします。
 ※完了届提出後は未使用券が使えなくなります。

浮島指定処分地しゅんせつ土砂(変更)受入申込書

年 月 日

あて先
港湾局長

申 込 者

住 所

氏 名

次のとおりしゅんせつ土砂の受入を申し込みます。

発 注 者			
工 事 名			
工 事 場 所			
発 注 区 分 (該当するものに○をつけて下さい)	港湾管理者(・補助 / ・市単) ・ 公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・ 民間事業		
投入土量(設計土量、余掘含む)	m ³	発生 面積	m ²
投 入 期 間			
土 質			
添 付 書 類	① 工事請負契約書(写) ② 検定試験表 ③ 施工位置図 ④ 施工平面図 ⑤ 工程表 ⑥ 土量計算書 ⑦ 横断面図		
投 入 責 任 者	住 所		
	電 話 番 号		
	担 当 氏 名		

その他

1. 川崎港管理センター港湾管理課に工事の許可申請を行うこと。
2. 横浜海上保安部の作業許可(写)は後日、提出すること。
3. 添付書類について、ICT施工の場合は、事前に港湾振興部庶務課の確認を受けること。

浮島指定処分地しゅんせつ土砂受入承認書

川港庶第 号

年 月 日

様

港湾局長

次のとおり港湾区域内しゅんせつ土砂の受入を承認します。

発注者	
工事名	
工事場所	
投入期間	年 月 日～ 月 日
投入土量（設計土量、余掘含む）	m ³
土質	
	その他（ ）
検定試験結果	

(備考)

浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。

工期の変更	変更後の完成期限(西暦) 年 月 日		
整理券枚数の追加	券種		増加枚数
	2t車	1.1m ³ /台換算	枚
	3t車	1.6m ³ /台換算	枚
	4t車	2.2m ³ /台換算	枚
	8t車	4.4m ³ /台換算	枚
	10t車	5.5m ³ /台換算	枚
追加検定の要否判定 <small>※土量及び面積の変更がある場合のみ記入</small>	搬出地域 (レ点を記入)	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 公害防止条例による調査必要地 <input type="checkbox"/> 河川区域	
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No1～No37 に係る検定		
	変更後の 総契約土量	m ³	検体[参考1参照]
川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 ダイオキシン類 に係る検定			
変更後の 総発生面積	m ²	検体[参考2参照]	
添付資料	(1)「契約書」の写し ※変更契約が間に合わない場合は、当初契約書を添付すること。なお、後日、変更契約書を提出すること。 (2)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出して下さい。		

[参考1]No1～No37 に係る検体数

搬出地域 契約土量	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m ³ ≤ 土量 < 1000m ³	0	1
1000 ≤ 土量 < 4000m ³	1	1
4000 ≤ 土量 < 6000m ³	2	2

※以降、2000m³増加するごとに1検体増

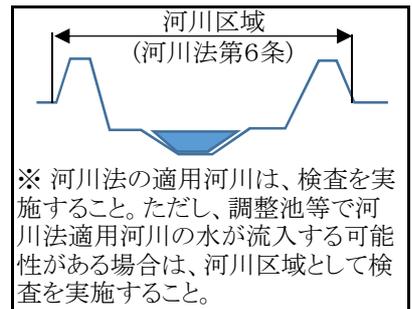
公害防止条例による調査必要地

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地

[参考2]ダイオキシン類(No38～No39)に係る検体数

搬出地域 発生面積	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
0m ² ≤ 面積 < 2500m ²	0	1
2500 ≤ 面積 < 5000m ²	1	1
5000 ≤ 面積 < 7500m ²	2	2

※以降、2500m²増加するごとに1検体増



※整理券の適切な管理をお願いいたします。
 ※完了届提出後は未使用券が使えなくなります。

浮島指定処分地建設発生土搬入完了届

年 月 日

港湾局長

工事等担当局長

次に記載の承認番号の事業について、建設発生土の搬入を完了しましたので届出ます。

搬入実績書の送付をお願いいたします。

承認番号

工事名

※以下の内容について必ずご確認いただき、同意する場合はチェック欄にレ点をお願いいたします。

1. 完了届受理後、即時整理券のご利用ができなくなります。よろしいでしょうか。
(工期及び未使用券の確認はしましたか。)

チェック欄

2. 原則、完了届受理後の変更は受付いたしません。完了処理をしてよろしいでしょうか。

浮島指定処分地しゅんせつ土砂投入完了報告書

年 月 日

あて先
港湾局長

承認年月日及び承認番号	年 月 日 第 号
発注者	
工事名	
工事場所	
発注区分 (該当するものに○をつけて下さい)	港湾管理者(・補助 / ・市単) ・公共事業 国(・港湾施設 / ・その他) ・民間事業
投入土量	m ³
投入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土質	
添付書類	① 平面図 ② 深浅図 ③ 断面図 ④ 投入土量計算書及び測量データ ※ ICT施工の場合は、事前に港湾振興部庶務課の確認を受けること。
投入完了日	年 月 日

上記のとおり完了しましたので報告いたします。

年 月 日

【申 込 者】 住 所

氏 名

【納入通知書送付先】 住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

浮島指定処分地建設発生土搬入実績書

年 月 日

工事等担当局長

港湾局長

完了届の提出に関し、搬入実績を通知します。

工事等担当課にて内容確認を行い、未使用券がある場合には裁断等の処理を行って下さい。

工事名

承認番号

搬入完了日

使用済券	2t車		枚
	3t車		枚
	4t車		枚
	8t車		枚
	10t車		枚
未使用券	2t車		枚
	3t車		枚
	4t車		枚
	8t車		枚
	10t車		枚

--

建設発生土搬入車両登録書 (/)

年 月 日

港湾局長

新規・変更

承認番号

※承認番号は変更の場合のみ、記入ください。

工事名(契約名)											
担当部署名					監督員名						
受注業者名											
現場代理人氏名及び連絡先					TEL						
運搬業者名											
登録するダンプトラック台数		台				契約土量				m ³	
No.	車種(ト)	車両番号				No.	車種(ト)	車両番号			
1						16					
2						17					
3						18					
4						19					
5						20					
6						21					
7						22					
8						23					
9						24					
10						25					
11						26					
12						27					
13						28					
14						29					
15						30					
(記入例)						10	川崎	1000	に	1234	

※1 登録するダンプトラックは、使用することが確実な車両に限定してください。

※2 搬入車両に追加、又は変更が生じた場合は随時、ご提出ください。

※3 搬入車両変更の際、全て書き直しの上、再提出してください。但し、車両追加の場合は、前回提出時のものに続けてご記入ください。

※4 浮島指定処分地建設発生土等受入要綱に基づき「使用禁止車両」は登録はできません。

※5 3t、8t車の車両登録は、車検証等(写)の提出が必要です。